別表

事項	時間
1　旅程の管理等に関する基礎的な科目 一　旅行業に関する基本的な事項 二　旅程管理の実務に関する事項 三　通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 四　その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね一時間以上
2　災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目 一　災害等の発生時における行動に関する事項 二　救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 三　その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね一時間以上

備考

通訳案内研修については、別表上欄に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

別添様式

通訳案内研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

通訳案内士法第三十条第一項の規定による通訳案内研修の課程を修了したことを証する。

年　月　日

登録研修機関名

代表者名　　印

（日本工業規格A列4番）

附　則

この告示は、平成三十年一月四日から施行する。

○観光庁告示第二号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針の一部を改正する等の告示を次のように定める。

平成三十年一月四日　観光庁長官　田村明比古

外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針の一部を改正する等の告示

（外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針の一部改正）

第一条　外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成九年運輸省告示第五百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定と移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
二　外客来訪促進地域の整備及び海外における船団に関する事項 ㈠　（略） 1～5　（略） （削る）	二　外客来訪促進地域の整備及び海外における船団に関する事項 ㈠　（略） 1～5　（略） 6　地域限定通訳案内士試験の実施等に関する事項 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項の策定に当たっては、次に掲げる基準に基づくものとする。 ①　都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。 ②　当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成十八年国土交通省告示第七百三十七号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。 ③　外国語の筆記試験については、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）と同一の出題とし、国土交通大臣（国際観光振興機構が試験事務を行う場合にあっては、国際観光振興機構）との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。